

～幼児教育・保育無償化～

3～5歳児 給食の副食費（おかず・おやつ分）について

○現在、3～5歳児クラスの給食費については次のとおり保護者負担となっています。（※1号認定は満3歳児クラスも含みます。）

◆幼稚園、認定こども園の1号認定（幼稚園部分）

主食費（ごはん）・副食費（おかず）などを負担（ごはん・弁当持参の場合あり）

◆保育所、認定こども園の2号認定（保育園部分）

主食分を負担（持参の場合あり）・副食分を保育料の一部として負担

○令和元年10月以降、1号認定・2号認定ともに主食費と副食費をまとめて施設が徴収します。（ごはん・弁当等持参の場合を除く。）

《副食費の免除対象者》

年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもの副食費は免除されます。主食費は全員負担していただきます。対象者には、9月末までに通知いたします。

※第3子以降の数え方（1号認定：小学校3年生以下、2号認定：小学校就学前）

※1号認定の長期休み（夏休み等）における預かり保育の副食費は、免除対象にはなりません。

